

監査報告書

令和5年5月26日

社会福祉法人播磨町社会福祉協議会
会長 近藤龍樹様

監事 平崎泰彦 
監事 亀井艶子 

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

3) 監査意見（補足）

事 項	監 査 意 見
(1) 役員・理事会等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 理事会への理事の出席状況は良好である。 理事会及び評議員会における審議は適正に行われている。 議事録は定款細則にもとづき適正に作成されている。
(2) 事業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 自治会を単位とした「ふれあい・いきいきサロン」や「支え合い連絡会」、コミセンを単位とした「協働の会」をはじめとして社会福祉協議会の取り組みは地域を良くしようというものである。コロナ禍で活動に制限があったが、今後は一層の地域に向け積極的な発信を望む。 見守り給食サービスの事業者選定において、プロポーザル方式により事業者を選定したことについては評価できる。今後も新たな取り組みに挑戦願いたい。 各施設においては管理運営に努力し、利用者の方へのサービス提供にも配慮と工夫がなされている。特にデイサービスセンターにおいては、町工事による閉館の影響を職員の創意工夫で乗り越えられ、結果、組織全体の業務への取り組み姿勢が強まると感じられる。経営状況については厳しい環境下にあるが、より一層の原因分析と改善策の実施により乗り切っていただきたい。 ゆうあい園においては、利用者の高年齢化が課題となっていることが分かった。建築に係る元金償還も控えていることから、組織の垣根を越えて法人全体で課題解決に取り組んでいただきたい。
(3) 資産管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 現金の実査、預貯金の残高証明・通帳等との照合を行った結果、正確であった。 資産の総額の変更登記は、期限内に適正に行われている。
(4) 会計管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 会計帳簿は、適正に経理されており、証憑類、その他書類も適正に保存されている。 決算手続きも適正であり、その結果、作成された財務諸表も適正である。
(5) 人事管理	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則や給与規程の改訂が行われているが、適正に審議されている。 ハラスメント防止に関する規程の制定が行われており、職員に周知されている。
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> 経理のチェック体制について、充実してきているが、内部統制制度のより一層の確立が望ましい。